

越生町わな猟免許取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越生町（以下「町」という。）における有害鳥獣による農産物被害対策や生活環境の保全を図るため、わな猟免許の取得に要する経費に対し、わな猟免許取得費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 新たにわな猟免許を取得した者で越生猟友会越生支部に所属し、所属してから3年間、町から有害鳥獣の捕獲活動に従事する要請があった場合に、当該活動に従事することを誓約するもの

(2) 町内に住所を有する者

(3) 町税等の滞納がない者

(補助)

第3条 補助金の対象経費は次に掲げるものとする。

(1) わな猟免許試験申請手数料

(2) 医師の診断書料

(3) 埼玉県主催の狩猟免許試験事前講習会受講費用

2 補助金の額は、経費の合計額とし、8,000円を限度とする。ただし、8,000円未満の場合は当該経費とする。なお、100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、同一年度内で1世帯1回限りとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、越生町わな猟免許取得費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、わな猟免許を取得した日の属する年度末までに町長に提出しなければならない。

(1) 取得したわな猟免許の写し

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し

(3) 誓約書（様式第2号）

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、

その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、越生町わな猟免許取得費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、速やかに越生町わな猟免許取得費補助金請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第7条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1） 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

（2） この要綱に違反したとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月18日から施行する。